

今回は、改正された電子帳簿保存法についてお知らせします。
重要な改正ですのでお読み頂けると幸いです。

令和6年(2024年)1月からは電子データでやり取りした請求書・領収書等を電子データのまま保存する必要があります。

☆寺坂誠税理士事務所からの一番のお願い

電子取引データは必ず保存をお願いします!!!

Amazon・楽天などのネットショッピングの場合には、領収書・支払明細書などのダウ

ンロード(PDF)及び保存を必ずお願いします。

1 保存が必要な電子データの範囲

請求書・領収書・見積書・契約書等のように今まで紙でやり取りをしていた書類を電子データ(PDF・データ・エクセルなどのファイル・EDI取引、メールなど)で受け取った場合電子データで保存する必要があります。

(1)Amazon・楽天などネットで購入した物品などについても、領収書・請求書・支払い明細などをダウンロードして電子データで保存する必要があります。

(2)カード明細・通信料の明細もPDFなどでダウンロードして保存する必要があります。

(3)電子決済(QR決済などキャッシュレス決済)も保存する必要があります。ハードコピー(画面印刷)で構いません。

つまり、紙以外の全ての請求書・領収書・契約書などは全て電子データで保存する必要があります。

2 保存方法

単に電子取引データを保存するだけでなく、下記の真実性の確保及び可視性の確保の2つのルールに従って保存する必要があります。

(1)真実性の確保

次のいずれかの措置を行う。(①から④の内、事業者でできることを選択)

- ① タイムスタンプが付された後の授受
- ② 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す
- ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
- ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

→結局④訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付けが現実的である為、適時ご相談の上、作成していきたいと思えます。

(2)可視性の確保

- ①パソコン・プリンター等を備え付け、その説明書を用意し、画面で確認及び印刷できるようにしておくこと
→大抵のお客様はパソコンとプリンターをお持ちだと思いますので、この要件は満たしているかと思えます。

②検索機能を確保すること

- a 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索の条件として設定することができること
- b 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- c 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること、の3つの要件が求められています。

3 宥恕規程＝救済措置（4つの緩和政策のうち、自社に適したものを選択します。）

上記の要件が厳しい為、国より一定の要件を満たすことにより保存要件が緩和されます。

(1)保存要件の宥恕措置

保存要件に従って電子取引データの保存ができなかったことについて相当の理由があると認める場合には、従前行われていた出力書面の提示・提出の求めに応じることに加え、その電子取引データのダウンロード（提示・提出）の求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として電子取引データの保存が可能となります。

→つまり、電子取引データの保存に加え、従前のようにその電子取引データを印刷し整理して保存をしておけば保存要件は不要となります。

この場合、税務調査で求められた場合、電子取引データのダウンロードに応じることが必

要です。

(2)検索機能の確保の要件の見直し 1

保存データについてダウンロード（提示・提出）の求めに応じることができるようにしている場合には、上記 2(2)②検索機能を確保することの b・c の要件が不要となります。

(3)検索機能の確保の要件の見直し 2

売上高が 5,000 万以下の事業者については、電子取引データのダウンロード（提示・提出）の求めに応じる場合には、2(2)②検索機能を確保することの要件自体が不要となります。

(4)検索機能の確保の要件の見直し 3

電子取引データのダウンロード（提示・提出）の求めに応じることに加え、「整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日や取引先ごとに整理された」状態で、電子取引データを出力することにより作成した書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合にも 2(2)②検索機能を確保することの要件自体が不要となります。この場合、売上高に制限はありません。

→電子取引データを保存し、税務調査の際にダウンロード（提示・提出）の求めに応じ、さらに、電子取引データを印刷し、日付ごとなどで整理し提示できるようにしておけば検索機能の確保は不要となります。

4 ではどうしたら良いか。

以上のように、制度が非常に複雑になっています。

この中で、何が一番大事かという税務調査でトラブルにならないことが一番大事かと思えます。その為、下記の方法を推奨します。

(1)電子取引データは必ず保存すること

(2)電子取引データを今まで通り書面で保存し、日付や取引先ごとに保存しておくこと

(3)調査時に電子取引データのダウンロードに応じること

このような結論に至った背景としましては、結局電子取引データ（PDF）はパソコンなどの入れ替え時に消失する恐れがある事、原状、紙形式と電子形式が混じっており区分することに手間が係る事、書類の保存システム（弥生：スマート証憑管理）もまだ発展途中にある事が挙げられます。

電子取引データを保存し、又、印刷しておくだけであれば、手数は電子取引データを保存することだけとなります。ただし、税務調査時に調査官に電子取引データを提出する必要があります。

ただし、お客様の希望に応じご相談に応じますので宜しくお願い致します。